

令和 8 年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

公 1（生涯学習事業）

1. 生涯学習・社会教育の振興に資するため事業を実施する。

（1）趣旨

生涯学習とは「教育基本法」第 3 条生涯学習の理念に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにその生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を活かせることができる社会の実現が図られなければならない」と明記しているように、市民が自らの意思でいつでも、どこでも、誰でもが学ぶことができ、自己啓発や、自己実現、生活の向上のため生涯にわたって学び続けることである。

一方、社会教育とは同法第 12 条で、「個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育で国や地方公共団体において奨励されなければならない」とされ、社会教育法第 2 条では学校教育を除く組織的な教育活動とされている。従って、豊かな人間社会の形成や、人々が学ぶ意欲を持ち、それぞれに適した学習活動の場や機会を提供し学習活動を支援することで、生涯学習社会の確立と社会教育の振興を図ることは、我が国の社会において人々が生活する上で大変重要であると言える。

このことから、この法人は、市民の学習意欲を醸成し教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、福祉の増進に寄与し、高まる市民の学習意欲と多彩なニーズや地域住民の要望、地域課題の解決に応えるため、生涯学習・社会教育の場や学習機会の提供と共に、学習活動の支援を行う。

そのため、この法人の社会教育主事資格（社会教育に関する専門的な指導や助言を行うことのできる資格）を有し専門的な知識や経験を有する職員が事業の企画から実施に至るまで主体となって行うと共に、市民日より、法人のホームページやチラシ、ポスター等での啓発、事業の運営・管理、又、実施後はアンケートで成果と課題を把握し次に活かす等、この法人の持つ能力と独自性、専門性を充分活用する。さらに、市民がその学んだ成果を法人の事業や地域に還元し、より専門性を高めることや地域課題の解決に参画できるといった効果もある。

以上のように、この法人が公民館、奈良市男女共同参画センター、奈良市西部会館市民ホールの事業を展開していくことで、生涯学習・社会教育の振興を図り、市民の学ぶ意欲を支え、地域社会全体の教育力の向上、市民の文化に対する意識の高揚と文化に親しむ機会の拡充に効果をもたらすことになる。

（２）事業の内容

・講座・セミナー

市民の学習意欲と多様な要望に応え、専門知識・技能等の普及や人材の育成を図るため、市民を対象に専門家や法人の職員等を講師に文学、歴史、男女共同参画、親子でものづくり等、生涯学習・社会教育に資する講座、セミナー等を実施する。又、近隣の大学や公共団体等からの要請に基づき、この法人の職員が事業や生涯学習、社会教育についての講義や説明を行うことで職員の能力の向上につながっている。

講座等の公表・周知方法は、市民だより、ホームページ、チラシ、ポスター等で、又、講座によってはタウン誌やマスコミ、街頭啓発で周知し、応募方法は往復はがきやホームページとする。

・体験活動等

自然観察、料理、農業体験など様々な体験活動を通して学び、体験活動を通じた啓発や知識の普及を行い、新しい発見、相互の交流・理解、集団生活による仲間づくり等不特定多数の市民の利益の増進に寄与する。

事業の公表・周知方法は、市民だより、ホームページ、チラシ、ポスター等で、又、事業によってはタウン誌やマスコミ、街頭啓発で周知し、応募方法は往復はがきやホームページとする。

・展示会

公民館の自主グループ活動の活性化と充実を図り、学んだ成果を広く発信し地域社会に活かすことを目的に、生涯学習・社会教育を通して学んだ絵画や写真、書、陶芸等の知識や技能の展示発表を行う展示会や、公民館と自主グループ団体や地域が連携して日頃の学習成果を発表する地域の文化祭を実施する。事業の公表・周知方法は、市民だより、ホームページ、チラシ、ポスター等で、又、事業によってはタウン誌やマスコミ、街頭啓発で周知する。又、法人・公民館の事業の成果や学習の効果を市民に広く啓発し情報発信を目的としているため入場は自由とする。

・主催公演

法人が、公民館施設や西部会館市民ホールを活用しコンサート、文化公演、映画会等を実施し不特定多数の市民に文化・芸術に触れる機会を提供し、心豊かな人間性を涵養するとともに、文化・芸術等の振興に寄与する。

公演の公表・周知方法は、市民だより、ホームページ、チラシ、ポスター等で行い、応募方法は往復はがきやホームページとする。又、多くの人に文化・芸術の鑑賞の機会を提供するため、公演の入場を申込不要とするものも設ける。

・施設の貸与

市民の社会教育活動、生涯学習グループ等の学習の機会の提供や活動支援のため、公民館と男女共同参画センターの管理施設を貸与し、市民の自主的な活動の支援や育成、不特定多数の市民の利益の増進に寄与する。

貸与の内容は社会教育、文化、教養、高齢者、青少年、スポーツ等公益的な活動に貸与する。貸与に当たっては、使用の制限等貸与のルールを明確にする。又、社会教育主事等の資格を有するこの法人の専門職員が相談に応じ、活動グループの運営や活動内容、活動の活性化方法等適切な助言を行う。貸与の件数は年間述べ約 34,000 件。根拠法令は、社会教育法第 5 章公民館、奈良市公民館条例及び同施行規則、公民館運営要領。

西部会館市民ホールにおいては、市民の文化活動の場として幅広い団体（政治団体・宗教団体・営利団体も利用可）にホールを貸与する。根拠法令は、奈良市西部会館市民ホール条例、および同施行規則。

（３）財源等

いずれも、指定管理料、委託料、助成金、講師謝礼、受講料を財源とする。

・委託元：奈良市

・受託内容：奈良市から市立公民館の事業の企画と実施、奈良ひとまち大学事業の企画と実施、子育てスポット事業の企画と実施、家庭教育サポートネットワーク支援事業の企画と実施を受託する。また、奈良市西部会館市民ホールと奈良市男女共同参画センターの事業の企画と実施を受託する。

公 2（児童福祉事業）

1. 児童福祉の振興に資するため事業を実施する。

（1）趣旨

児童館は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定される児童福祉施設（児童厚生施設）である。0 歳から 18 歳未満の子どもたちを対象とし、児童館における遊び及び生活を通じた子どもの健全育成、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操を豊かにするという役割がある。

奈良市においては、昭和 58 年開館の古市児童館、昭和 61 年開館の横井児童館、平成 3 年開館の東之阪児童館、平成 12 年開館の大宮児童館の 4 館があり、いずれの施設も、法の理念を踏まえながら、差別によってその健全育成がもっとも阻害されてきた地区の児童を対象に、同和対策事業の一環として地域の熱い思いを受けて出来上がったものであるが、現在は奈良市内全域からの利用者も増えてきている。

平成 30 年 10 月、厚生労働省より児童館ガイドラインの改正について通知があり、昨今の児童福祉法改正や、子どもの福祉的な課題への対応など、子育て支援に対する児童館が持つ機能への期待が求められるようになった。また、奈良市においては、時期を同じくして平成 30 年 11 月に「新・奈良市行財政改革 重点取組項目」が策定され、「公共施設の運営効率化」として、児童館の運営方法の見直しが進められた。

児童館が持つ機能への期待に応え、事業の質的向上を図り、施設の実情に合わせた環境整備を行い、より柔軟な運営やサービスの向上を図るため、また同時に、運営方法の見直しに基づき、施設運営の効率化を図り経費節減を行うためには、長年にわたり、地域や利用者、関連施設とも連携しながら公民館を運営してきた実績と、公民館において地域の子育て支援事業として子育てスポット事業などを実施してきた経験を持つこの法人が児童館の管理運営を行うことが求められている。当財団が担うことで、奈良市の児童館運営を一層充実していくことができると考える。

また、様々な事業を通して子どもと長期的・継続的に関わり、遊びを通して子どもの発達を図ること、地域のなかでの子どもの居場所・遊びの拠点となることを目指し、子どもの日常生活を支援していくことも、児童を対象とした事業を多数実施してきたこの法人には可能である。

さらに、乳幼児とその保護者に対して、遊びや交流の場、さまざまな情報の提供を行い、地域における子育てを支援していくとともに、子育てに関する相談業務を行うなど、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援機能の充実を図ることで、児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉えた事業を展開することができる。

以上のように、この法人が児童福祉の振興を図ることによって、児童館の利用者や地域団体と連携し、地域における子どもの健全育成や子育て環境の充実に効果をもたらすことになる。

（２）事業の内容

奈良市児童館４館の運営を奈良市から指定管理者として委託を受けて実施する。

- ・奈良市古市児童館 奈良市古市町 1263 番地
- ・奈良市横井児童館 奈良市横井五丁目 337 番地の 2
- ・奈良市東之阪児童館 奈良市川上町 461 番地の 1
- ・奈良市大宮児童館 奈良市西之阪町 5 番地の 1

各児童館において、「児童館ガイドライン」に沿って次の事業を行う。対象は 18 歳未満とする。

・講座・セミナー・育成

・児童の健全な遊び場の提供等

児童期には身長や体重の増加に伴い体力が向上し、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。放課後の毎日活動では、学習の習慣化をサポートするとともに、工作・スポーツ・料理等の教室を組み合わせることで、児童が自分の求めている場が児童館にあることを実感できるような内容を企画し、実施する。

・児童の遊びの指導等

職員指導による一輪車クラブ、ボランティア講師による和太鼓教室、大学生の指導による卓球教室等、児童が自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように指導する。また、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助する。

・児童のクラブ活動の育成指導等

習字教室等は、活動を継続することで子どもが自信を深めていくとともに発達の増進につながる。講師による適切な指導と職員による支援を行う。

・児童の自主活動及び自主サークル形成の支援

中高生を対象に、同世代の集う場を設けることで、悩みなどを共有し仲間との信頼や生活の基盤を築くことができるよう支援する。また、学習支援や不登校児の支援を行い、児童の葛藤や成長に寄り添い、不安を軽減するような取組をする。

講座等の公表・周知方法は、児童館だより・ホームページ・チラシ・ポスター等で周知する。

・体験活動等

その他児童館の設置目的を達成するために必要な事業として、日常の遊びに加え、夏休みや冬休みの特別活動等を行う。様々な体験活動や施設見学等を通して学ぶことで、新しい発見、相互の交流・理解、集団生活による仲間づくり等、不特定多数の児童の利益の増進に寄与する。また、地域や関係機関と連携したイベント等も行う。

事業の公表・周知方法は、児童館だより・ホームページ・チラシ・ポスター等で周知する。

・相談・助言

児童館では日常的に子育て支援の場を設けており、親子の交流や子育て情報の提供を行うことで地域における子育て家庭を支援する。気軽に相談できる環境を整備し、子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応する。

事業の公表・周知方法は、児童館だより・ホームページ・チラシ・ポスター等で周知する。

・展示会

児童館活動の活性化と充実を図り、児童の自信につなげるため、児童の学びや遊びの成果を地域に向けて発表する。工作・習字等の展示発表を行う展示会や、日頃の成果を発表する成果発表会等を実施する。

事業の公表・周知方法は、児童館だより・ホームページ・チラシ・ポスター等で周知する。法人・児童館事業の成果を市民に広く啓発し情報発信を目的としているため、入場自由とする。

・主催公演

児童館施設の活用や公民館自主グループ・ボランティアとの連携により、人形劇・朗読・コンサート等を実施することにより、児童及び地域住民に音楽や文化・芸術に触れる機会を提供し、児童の豊かな情操を育むことにつなげる。

事業の公表・周知方法は、児童館だより・ホームページ・チラシ・ポスター等で周知する。

多くの人に文化・芸術の鑑賞の機会を提供するため、公演の入場を自由とするものも設ける。

・施設の貸与

地域に開かれた児童館であるために、児童や親子を対象にした催しや活動をするグループ、子育てサークル等の児童の健全育成に通じる活動を行う地域住民やグループ等へ活動場所を提供することで、自主的な活動の支援やグループの育成、地域の子育て支援の環境づくりにつなげる。

貸与に当たっては、使用の制限等貸与のルールを明確にする。

（３）管理の基準

・休館日

日曜日並びに毎月の第 1 土曜日及び第 3 土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

年末年始 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

・開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日は午前 9 時から午後 0 時 30 分まで（ただし、指定管理者は、児童館の運営上必要と認めるときは、市長の承認を得て変更できるものとする）。

・関係法令の遵守

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、奈良市児童館条例（昭和 58 年条例第 6 号）及び同施行規則（昭和 58 年規則第 29 号）、その他関係法令等を遵守する。

・情報公開及び個人情報の保護

奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）及び奈良市個人情報保護条例（平成 21 年奈良市条例第 51 号）に基づき、必要な措置を講じる。また個人情報の保護については、公益財団法人奈良市生涯学習財団個人情報保護要綱に基づき、個人情報保護方針及び情報セキュリティ基本方針を作成し、個人の権利・利益の保護を図るとともに事業の適正な運営に資するなど、適切に保護・管理する。

・利用料金

児童館の使用料金は、無料。

・職員の配置について

各児童館には、館長を配置し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条の規定に基づき、適正に職員を配置する。

（４）財源等

委託料、助成金、講師謝礼を財源とする。

・委託料

委託元：奈良市

・講師謝礼

職員が講師として派遣依頼があった時の謝礼金